

# 化審法における 製造数量等の届出様式の改正について

平成30年秋

経済産業省製造産業局化学物質安全室

# 本日の説明の内容

- I. 改正の内容 1~19
  - 届出様式の改正箇所一覧
  - 改正内容の詳細
  - 官報整理番号のない塩等の届出
  - 届出様式改正と連動した運用通知の改正
  
- II. 背景 20~25
  - 製造数量等の届出情報は何に使われているのか？
  - 製造数量等の届出様式をなぜ改正したのか？
  
- III. 今後の予定等 26~28
  - いつから変わるのか？
  - 情報提供サイトと問い合わせ先

# I . 改正の内容

- 届出様式の改正箇所一覧
- 改正内容の詳細
- 官報整理番号のない塩等の届出
- 届出様式改正と連動した運用通知の改正

## II . 背景

- 製造数量等の届出情報は何に使われているのか？
- 製造数量等の届出様式をなぜ改正したのか？

## III . 今後の予定等

- いつから変わるのか？
- 情報提供サイトと問い合わせ先

# 届出様式の改正箇所一覧

変更のある項目	様式 1 1 一般化学物質	様式 1 2 優先評価化学物質	様式 1 3 監視化学物質等	様式 1 4 第二種特定化学物質
<b>様式共通で変更した項目</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>和暦 → 西暦</li> <li>届出者等整理コード → 法人番号</li> <li>担当者連絡先 → 記載欄を追加</li> <li>製造・輸入合計数量 → 欄を新設</li> <li>出荷数量欄 2 箇所を 1 箇所に統一</li> </ul>	○	○	○	○
<b>用途番号</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>2桁 → 3桁</li> <li>用途の内容 → 一部変更</li> </ul>	○	○	○	○
<b>化学物質名称等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>官報公示名称以外の物質名称の欄新設</li> <li>複数の官報公示名称、官報整理番号の欄新設</li> </ul>	○	○		
<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>取り消された優先評価化学物質の物質管理番号の欄新設</li> <li>数量の有効数字は1桁→1桁又は実数</li> </ul>	○			
<b>備考</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付</li> </ul>	○	○		

# 様式共通で変更した項目

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

## 旧

様式第11（第9条の2第2項関係）

1 / 2

[書類名] 一般化学物質製造数量等届出書

[提出日] 年 月 日

[あて先] 経済産業大臣 殿

### 1. 届出者の氏名・住所

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

.....  
 ..... (印)

[届出者の住所] .....

[届出者等コード又は届出者等整理コード]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

## 新

様式第11（第9条の2第2項関係）

[書類名] 一般化学物質製造数量等届出書

1 / 3

[提出日(西暦)] .....年 月 日.....

[あて先] 経済産業大臣 殿

### 1. 届出者の氏名・住所

[①届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

..... (印)

[届出者の住所]

.....

[②法人番号]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[③担当部署、担当者氏名及び連絡先]

担当部署 .....

担当者氏名 .....

電話番号 .....

メールアドレス .....



# 様式共通：用途番号が2桁から3桁になりました

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

## 旧

(3) 都道府県別（又は国・地域別）及び用途別出荷数量

3/3

都道府県又は国・地域番号

用途番号

出荷数量 (t)

-

具体的用途 (

)

(t)

2桁

## 新

(3) 都道府県別（又は国・地域別）及び用途別出荷数量

3/3

都道府県又は国・地域番号

⑬ 用途番号

⑬ 出荷数量 (t)

-

⑬ 具体的用途

(

)

(t)

-

具体的用途

(

)

(t)

3桁

例)

01「中間物」



101「中間物」

# 内容を改正した用途番号一覧

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

## 旧

用途番号	用途分類	詳細用途番号	詳細用途分類
------	------	--------	--------

### レジスト材料

16	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等) [筆記用具、レジストインキ用を含む]		
24	フォトレジスト材料、写真材料、印刷版材料		

16のレジストのみ124に整理

重複を削除

## 新

用途番号	用途分類	詳細用途番号	詳細用途分類
------	------	--------	--------

116	インキ又は複写用薬剤 (レジストインキを除く。)		
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料		

### ろうそく、線香、たばこ

21	火薬類	z	その他
----	-----	---	-----

用途・詳細用途を新設

「47 燃料、燃料添加剤」で届出されていた固形燃料は121へ

### 固形燃料

47	燃料、燃料添加剤	a	燃料
----	----------	---	----

121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	d	固形燃料
147	燃料、燃料添加剤 [固形燃料は#121]		

### 洗浄剤用香料

22	芳香剤、消臭剤	a	香料(洗浄剤用)
----	---------	---	----------

113	水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	e	香料
-----	------------------------	---	----

### 化学発泡剤

### 物理発泡剤

27	プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤	k	発泡剤、ラジカル発生剤
28	合成ゴム、ゴム用添加剤、ゴム用加工助剤	j	発泡剤

用途の整理・新設

108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	b	物理発泡剤
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	c	化学発泡剤

### プロセス油関係

36	作動油、絶縁油、プロセス油、潤滑油剤(エンジン油、軸受油、圧縮機油、グリース等)	c	プロセス油の基油
		g	プロセス油添加剤

128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤	d	可塑剤、補強材(接着促進剤等)、充填剤、プロセス油の基油・添加剤
-----	----------------------	---	----------------------------------

### 建設資材

44	建設資材添加物(コンクリート混和剤、木材補強含浸剤等)	z	その他
98	その他の原料、その他の添加剤	z	その他の原料、その他の添加剤

144	建設資材又は建設資材添加物	f	建設資材
198	その他の原料、その他の添加剤		

「98その他」で届出されていた建設資材は144へ

# 【参考】用途分類の問題点と見直しの概要

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

化学物質用途分類表の問題点と改正案の概要

問題点等	対象用途		
	現行	改正案	
① 過大・過小評価してしまう用途分類・詳細用途分類	(#27)プラスチック等の(k)発泡剤、ラジカル発生剤	現行の#27-kはラジカル発生剤のみにして(#08)エアゾール用溶剤に(b)物理発泡剤を新設	
	(#28)合成ゴム等の(j)発泡剤	現行の#28-jを廃止し (#21)火薬類に(c)化学発泡剤を新設	
	(#22)芳香剤、消臭剤の(a)香料	現行の#22-aを廃止し (#13)水系洗浄剤に(e)香料を新設	
	(#36)作動油等の(c)プロセス油の基油と(g)プロセス油添加剤	現行の#36-c, #36-gを廃止し 合成ゴム等(#28)の可塑剤等(d)に追加	
② 詳細用途分類がなく、事業者から問い合わせがあったもの	((#21)固形燃料は火薬類の(z)その他等で届出)	(#21)火薬類に(d)固形燃料を新設し、#21の用途分類名を「火薬類、化学発泡剤、固形燃料」に	
	((#44)建設資材は建設資材添加物の(z)その他等で届出)	(#44)建設資材添加物に(f)建設資材を新設し、#44の用途分類名を「建設資材、建設資材添加物」に	
③ 複数の用途分類に重複して該当していた用途分類	レジスト材料が(#16)印刷インキ等[レジストインキ用を含む]と(#24)フォトレジスト材料等に分類あり	#16インキ等からはレジストインキを除き、#24レジスト材料等に統合	
④ 事業者が選択を誤りやすい詳細用途分類名称	例	(#07)工業用溶剤の(c)抽出溶剤、精製溶剤	(c)分離・精製用溶剤
		(#27)プラスチック等の(h)防曇剤、流滴剤	(h)防曇剤、流滴剤、撥水剤
		(#30)ガラス、ほうろう、セメントの(a)ガラス原料	(a)ガラス調合・成形原材料
⑤ 新たな知見による新設	-	(#30)ガラス、ほうろう、セメントに(i)セメント加工助剤を新設	

平成29年9月22日開催  
 平成29年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会  
 化学物質審議会平成29年度第2回安全対策部会第170回審査部会  
 第177回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会  
 の資料1化学物質用途分類表等の改正について(案)より

# 様式11 一般化学物質 ～化学物質名称等～

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

旧

新

## 2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

### (1)化学物質の名称等

[物質名称] .....

[官報整理番号]  -

[その他の番号]          -

[高分子化合物の該当の有無 (該当する場合は○印を記入)]

未公示の新規化学物質の名称  
(判定通知書の物質名称) と  
番号 (審査の処理番号) を  
記載する欄を明示しました。

## 2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

2/3

### (1)化学物質名称等

#### [④製造・輸入した一般化学物質の名称と番号]

法第8条第2項において適用する新規化学物質に係る届出である場合は、物質名称欄に法第4条第5項に規定する通知に係る判定通知書の物質名称を記載すること。

[物質名称] .....

[CAS登録番号(CAS RN)]         -

#### [⑤製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号]

法第8条第2項において適用する新規化学物質に係る届出である場合は、[官報整理番号1]欄に右詰めで新規化学物質に関する審査の処理番号(7桁)を記載すること。

[官報公示名称1] .....

[官報整理番号1]  -        (官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記を含めて主要な3つまで記載すること。

[官報公示名称2] .....

[官報整理番号2]  -        (官報整理番号は左詰め)

[官報公示名称3] .....

[官報整理番号3]  -        (官報整理番号は左詰め)

#### [⑥製造・輸入した一般化学物質が法第11条(第2号二に係る部分に限る。)の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質に該当する場合は優先評価化学物質であったときの物質管理番号]

[⑦高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入)]

# 様式11 一般化学物質 ～化学物質名称等～

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

旧

新

## 2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

### (1)化学物質の名称等

[物質名称] ..... **パラアセトアルデヒド**

[官報整理番号] **2 - 4 8 3**

[その他の番号] ..... **1 2 3 - 6 3 - 7**

[高分子化合物の該当の有無 (該当する場合は○印を記入)]

## 2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

2/3

### (1)化学物質名称等

#### [④製造・輸入した一般化学物質の名称と番号]

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、物質名称欄に法第4条第5項に規定する通知に係る判定通知書の物質名称を記載すること。

[物質名称] ..... **2, 4, 6-トリメチル-1, 3, 5-トリオキサン**

[CAS登録番号(CAS RN)] ..... **1 2 3 - 6 3 - 7**

#### [⑤製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号]

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、[官報整理番号1]欄に右詰めで新規化学物質に関する審査の処理番号(7桁)を記載すること。

[官報公示名称1] ..... **パラアセトアルデヒド**

[官報整理番号1] **2 - 4 8 3** (官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記を含めて主要な3つまで記載すること。

[官報公示名称2] .....

[官報整理番号2] **-** (官報整理番号は左詰め)

[官報公示名称3] .....

[官報整理番号3] **-** (官報整理番号は左詰め)

#### [⑥製造・輸入した一般化学物質が法第11条(第2号ニに係る部分に限る。)の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質に該当する場合は優先評価化学物質であったときの物質管理番号]

.....

[⑦高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入)]

- 記載する順番が変わります。
- はじめに、製造・輸入した化学物質の構造がわかる名称 (CAS登録番号を把握している場合はCAS登録名称等) を記載してください。
- CAS登録番号(CAS RN)は、把握している場合は記載してください。
- 製造・輸入された化学物質が新規化学物質ではないことの確認のため、従前通り官報公示名称、官報整理番号は必ず記載してください。

# 様式11 一般化学物質 ～取り消された優先評価化学物質～

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

## 旧

(1)化学物質の名称等

[物質名称] クロロエチレン

[官報整理番号] 2 - 1 0 2

[その他の番号] 7 5 - 0 1 - 4

[高分子化合物の該当の有無 (該当する場合は○印を記入)]

## 新

(1)化学物質名称等

[④製造・輸入した一般化学物質の名称と番号]

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、物質名称欄に法第4条第5項に規定する通知に係る判定通知書の物質名称を記載すること。

[物質名称] クロロエチレン

[CAS登録番号(CAS RN)] 7 5 - 0 1 - 4

[⑤製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号]

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、[官報整理番号1]欄に右詰めで新規化学物質に関する審査の処理番号(7桁)を記載すること。

[官報公示名称1] 塩化ビニル

[官報整理番号1] 2 - 1 0 2 (官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記を含めて主要な3つまで記載すること。

[官報公示名称2]

[官報整理番号2] - (官報整理番号は左詰め)

[官報公示名称3]

[官報整理番号3] - (官報整理番号は左詰め)

[⑥製造・輸入した一般化学物質が法第11条(第2号ニに係る部分に限る。)の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質に該当する場合は優先評価化学物質であったときの物質管理番号]

1 3

[⑦高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入)]

➤ 優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質に該当する場合は、優先評価化学物質であったときの物質管理番号を記載してください。

➤ 届出書作成支援ソフトでCAS登録番号(CAS RN)が官報整理番号を入力すると表示されます。

➤ J-CHECKでも確認できます。

優先評価化学物質であった化学物質はその単位の有害性情報を有しており、その単位でスクリーニング評価を行います。そのため、優先評価化学物質であったときの物質管理番号欄を新設しました。

# 様式11 一般化学物質 ～製造数量等の有効数字～

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

## 旧

## 新

製造数量、輸入数量、出荷数量は、従前通り有効数字1桁のほか、実数のままでもよいことになりました。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格
2. ……………

6. 記入単位は t として、有効数字を1桁として記入すること。

備考

【全般】

- 用紙の大きさは、日本工業規格
- ……………

【項目毎】

① 氏名……

⑧～⑪ 記入単位は t として、有効数字を1桁として記入すること。若しくは、小数点以下を四捨五入の上、実数で記入すること。

# 様式12 優先評価化学物質

# ～化学物質名称等～

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

## 旧

### (1) 化学物質の名称等

[物質名称] .....

[物質管理番号]       -

[官報整理番号等]  -

[その他の番号]         -     -

[高分子化合物の該当の有無 (該当する場合は○印を記入)]

## 新

### (1) 化学物質名称等

[④優先評価化学物質の官報公示名称と番号]

[官報公示名称] .....

[物質管理番号]

[官報整理番号1]  -

[⑤製造・輸入した化学物質の名称と番号]

製造・輸入した化学物質が優先評価化学物質の官報公示名称と一致する場合は記載不要

[物質名称] .....

[CAS登録番号(CAS RN)]         -

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記④を含めて主要な3つまで記載すること。

[官報公示名称2] .....

[官報整理番号2]  -       (官報整理番号は左詰め)

[官報公示名称3] .....

[官報整理番号3]  -       (官報整理番号は左詰め)

[⑥高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入)]

# 様式12 優先評価化学物質 ～化学物質名称等～

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

旧

(1) 化学物質の名称等

[物質名称] キシレン

[物質管理番号] 1 2 5

[官報整理番号等] 3 - 3

[その他の番号] 1 0 6 - 4 2 - 3

[高分子化合物の該当の有無 (該当する場合は○印を記入)]

優先評価化学物質の官報公示名称と異なる化学物質を製造・輸入した場合は、製造・輸入した化学物質の名称 (CAS登録名称等) を記載してください。

新

(1)化学物質名称等

【④優先評価化学物質の官報公示名称と番号】

[官報公示名称] キシレン

[物質管理番号] 1 2 5

[官報整理番号1] 3 - 3

【⑤製造・輸入した化学物質の名称と番号】

製造・輸入した化学物質が優先評価化学物質の官報公示名称と一致する場合は記載不要

[物質名称] p-キシレン

[CAS登録番号(CAS RN)] 1 0 6 - 4 2 - 3

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記④を含めて主要な3つまで記載すること。

[官報公示名称2]

[官報整理番号2] (官報整理番号は左詰め)

[官報公示名称3]

[官報整理番号3] (官報整理番号は左詰め)

【⑥高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入)]

# 構造、組成について記載した資料の添付（一般、優先）

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

旧

新

一般化学物質と優先評価化学物質については、前年度中に国が公表した物質リストに係る製造数量等の届出において、構造・組成について記載した資料（記載様式は国より提示）を添付していただくことになりました。物質毎に用意されている様式の内容を記載して届出をお願いします。

※記載内容についてご不明の点はスライド28の問い合わせ先にお問い合わせください。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格
2. ……………
3. ……

備考

【全般】

- 用紙の大きさは、日本工業規格
- ……………
- 届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付すること。

【項目毎】

- ① ……

# 構造・組成について参考となる事項を記載した書類の添付

平成31年度届出（平成30年度実績）において、下表に掲げる一般化学物質（7つの官報整理番号）、優先評価化学物質（3つの通し番号）を製造・輸入した場合は構造・組成について参考となる事項を記載した書類を添付してください

表1. 届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を添付する必要がある一般化学物質一覧

官報整理番号	公示名称	添付書類様式
2-1640	アルカン（C=8～30）モノ又はジスルホン酸塩（Na, K, Ca）	<a href="#">添付書類様式（2-1640）</a> 
2-2807	アルケン（C=8～30）モノ（又はジ）スルホン酸塩（Na, K, Ca）	<a href="#">添付書類様式（2-2807）</a> 
7-60	N, N-ジポリオキシアルキレン-N-アルキル（又はアルケニル）（C6～28）アミン	<a href="#">添付書類様式（7-60）</a> 
7-66	ジ（ポリオキシアルキレン）ジアルキル（又はアルケニル）（C1～24）アンモニウム脂肪酸（C8～24）エステル	<a href="#">添付書類様式（7-66）</a> 
7-72	トリ（ポリオキシアルキレン）アルキル（C1～6）アンモニウム塩 {ハロ（Cl又はBr）メトサルフェイト又はエトサルフェイト} の脂肪酸（C6～24）エステル	<a href="#">添付書類様式（7-72）</a> 
7-78	ポリオキシアルキレンモノフェニルエーテル（n=1～200）	<a href="#">添付書類様式（7-78）</a> 
7-97	ポリオキシアルキレン（C2～4, 8）モノアルキル（又はアルケニル）（C1～24）エーテル（n=1～150）	<a href="#">添付書類様式（7-97）</a> 

物質ごとに添付書類様式があります。

該当する様式をご使用ください。

※公表サイトはスライド27参照

表2. 届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を添付する必要がある優先評価化学物質一覧

通し番号	優先評価化学物質の名称	添付書類様式
164	アルカン-1-アミン（C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型）、（Z）-オクタデカ-9-エン-1-アミン又は（9Z, 12Z）-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン	<a href="#">添付書類様式（164）</a> 
172	飽和脂肪酸（C=8～18、直鎖型）のナトリウム塩又は不飽和脂肪酸（C=16～18、直鎖型）のナトリウム塩	<a href="#">添付書類様式（172）</a> 
173	N, N-ビス（2-ヒドロキシエチル）アルカンアミド（C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型）、（Z）-N, N-ビス（2-ヒドロキシエチル）オクタデカ-9-エンアミド又は（9Z, 12Z）-N, N-ビス（2-ヒドロキシエチル）オクタデカ-9, 12-ジエンアミド	<a href="#">添付書類様式（173）</a> 

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

# 構造・組成の記載様式（2-1640の例）

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

## 組成確認様式（2-1640）

### 構造・組成等について参考となる事項

官報整理番号2-1640

アルカン(C=8~30)モノ又はジスルホン酸塩(Na, K, Ca)

#### 1. 一般化学物質製造数量等届出書との関連付け情報

届出者の氏名又は名称	〇〇株式会社
法人番号	〇〇〇〇〇

製造数量等の届出書との  
関連付け情報

#### 2. 構造・組成等の情報

No.	物質名称※1	CAS登録番号(CAS RN)	塩の構成成分となる化学物質の名称及び官報整理番号※2	アルカン(C=8~30)の構造の詳細※3	スルホン酸の数とアルカンへの結合位置※4	用途番号	具体的な用途	出荷数量※5
1	ウンデカンスルホン酸のナトリウム塩	XXXX-XX-X	-	ウンデカン	モノスルホン酸 末端の炭素原子以外	113	洗濯用洗剤の 界面活性剤	100t
2	2級アルカン(C=10~15)ジスルホン酸のアンモニウム塩	-	アンモニア(1-391)	アルカン(C=10~15、直鎖型)	ジスルホン酸 末端の炭素原子以外	113	洗濯用洗剤の 界面活性剤	100t

※1 届出書に記載した物質名称を記載

※2 化審法運用通知に規定されるオニウム塩又は付加塩の場合に、当該一般化学物質以外の成分の化学物質名称及び官報整理番号を記載

※3 アルカンの構造の詳細(炭素数及び形状)を記載

※4 スルホン酸の数とアルカンへの結合位置を記載

※5 化審法運用通知に規定されるオニウム塩又は付加塩の場合、塩の出荷数量を記載

- 当該官報整理番号の届出1件につき1行を使用
- 記入例を参考に具体的な構造等を記載
- 添付は官報整理番号毎に1枚

組成確認様式(2-1640) 組成確認様式記入例(2-1640)

ファイルはエクセル。様式と記入例の2つのシート



# 届出様式改正と連動して運用通知も改正しました

- 新規化学物質として取り扱わないとした化学物質の取扱いの変更  
〔改正箇所：3-1〕

新規化学物質としては取り扱わないとした、複数の既存化学物質等で構成される分子間化合物等（※）や既存化学物質である酸及び塩基で構成される付加塩（金属塩は除く）、オニウム塩については従来、混合物として取り扱うこととしていたが、本改正により、**今後は混合物として取り扱わず、一つの化合物として取り扱う**。その製造数量等の届出についても構成する成分ごとではなく化合物を1区分とすることを原則とする。

※分子間化合物、包接化合物、水和物、複塩、無機高分子化合物、混合金属塩、ブロック重合体、グラフト重合体に限る。

- 優先評価化学物質又は一般化学物質の届出に関する取扱いの明確化  
〔改正箇所：3-2〕

## 3-2 優先評価化学物質又は一般化学物質の製造数量等の届出に関する取扱い（新設）

優先評価化学物質又は一般化学物質の法第9条又は第8条に定める製造数量等の届出に関する取扱いは、化合物ごとに1区分とすることを原則とし、内容が不詳なもの又は分離等できないものについては製法、性状、混合状態等に基づいて区分する。

## I. 改正の内容

- 届出様式の改正箇所一覧
- 改正内容の詳細
- 官報整理番号のない塩等の届出
- 届出様式改正と連動した運用通知の改正

## II. 背景

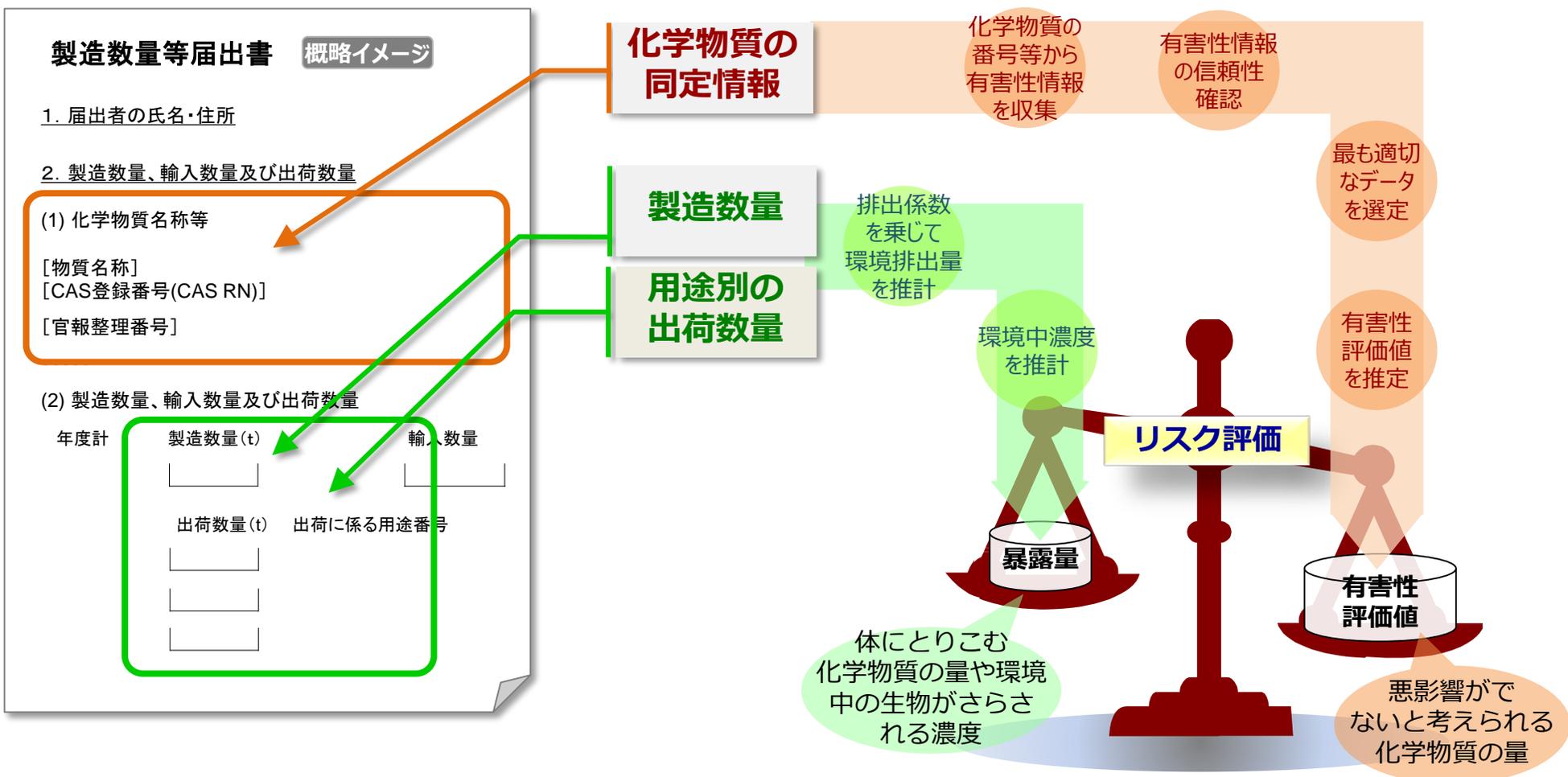
- 製造数量等の届出情報は何に使われているのか？
- 製造数量等の届出様式をなぜ改正したのか？

## III. 今後の予定等

- いつから変わるのか？
- 情報提供サイトと問い合わせ先

# 製造数量等の届出情報は何に使われているのか？

- 一般化学物質：  
優先評価化学物質を選定するスクリーニング評価（簡易な**リスク評価**）に使われます。
- 優先評価化学物質：  
第二種特定化学物質に指定すべきか等を判断する**リスク評価**に使われます。



# 製造数量等の届出様式をなぜ改正したのか？

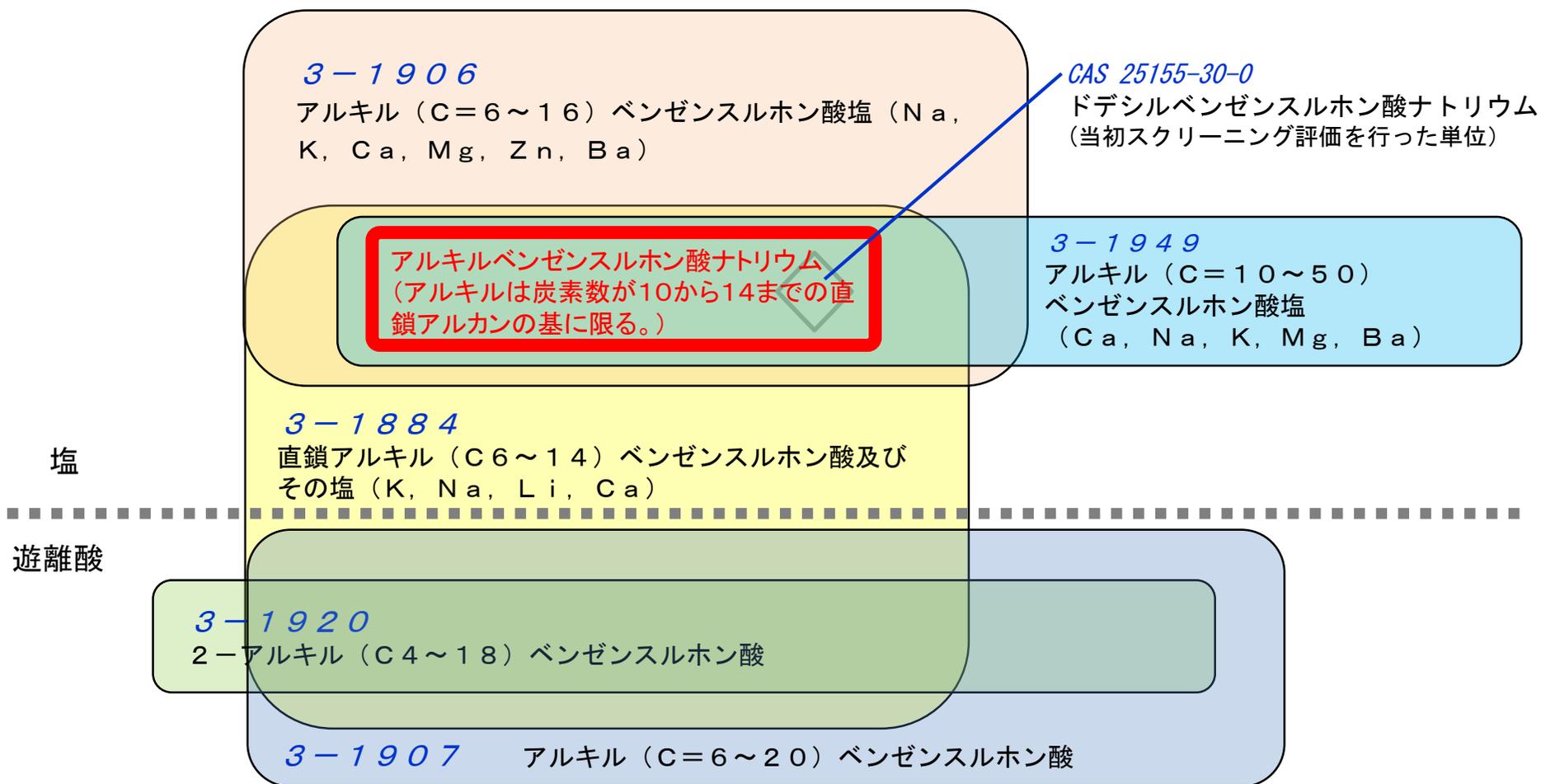
- 今回の主な改正は化学物質の同定（名称、番号、組成）に係る項目です。
- 化学物質の同定ができないと
  - ✓ 有害性情報を探ることができません。  
→スクリーニング評価・リスク評価を先に進めることができません。
  - ✓ 多成分から成る物質の場合、どのような物質の範囲をひとまとまり（評価単位）としてスクリーニング評価を行い、優先評価化学物質に指定するかの判断ができません。  
→スクリーニング評価を先に進めることができません。

CAS登録番号 (CAS RN)	官報整理 番号	名称
64771-72-8		直鎖(C5~20)パラフィン(石油)
	7-155	ポリオキシアルキレンアルキル(又はアルケニル)(C=4~24)エーテルの硫酸エステル及びその塩(K, Na, Ca)
	7-66	ジ(ポリオキシアルキレン) ジアルキル(又はアルケニル)(C1~24)アンモニウム脂肪酸(C8~24)エステル
68441-17-8		ポリエチレン部分酸化物
	5-3641	アルキル(C=1~25)グルコシド
	7-78	ポリオキシアルキレンモノフェニルエーテル(n=1~200)
	7-97	ポリオキシアルキレン(C2~4, 8) モノアルキル(又はアルケニル)(C1~24)エーテル(n=1~150)
	9-1689	石油留分を水素化精製又は分解する際の残油
64742-94-5		石油留分
	9-2578	改質ガソリンからベンゼン, トルエン, キシレン留分を抽出した残分
61788-59-8		動植物油脂又はその脂肪酸・アルキル又はアルケニル(各C=1~40)ポリ(n=1~6)アルコール重縮合物
68602-89-1		カシューオイル・フルフラール・ホルムアルデヒド重縮合物
8002-74-2		固形パラフィン
91001-66-0		Fatty acids, C12-20 and C12-20-unsatd., potassium salts
	7-477	ポリアルキル(C1~18)水素シロキサン
	2-258	脂肪族不飽和アルコール(C=9~24)
	9-1697	原油, 石油留分又は残油の水素化精製, 改質又は分解により得られるガス
64742-43-4		パラフィンワックス
66071-94-1		コーンスティープリカー
8050-26-8		Resin acids and Rosin acids, esters with pentaerythritol
	2-2489	脂肪酸(C=11~24)アルキル(C=13~24)
	2-2807	アルケン(C=8~30)モノ(又はジ)スルホン酸塩(Na, K, Ca)

評価単位が決め難く  
スクリーニング評価を  
先に進められない  
物質の例

# 【参考】評価単位の設定事例

## 「アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の官報整理番号(MITI番号)の包含関係



## 化審法における2020年目標の具体化について（案）

～化審法におけるリスク管理が2020年までに達成すべき具体的なイメージ、進捗状況、方策とロードマップ～

### ■「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方」（平成24年）での言及

2020年目標の達成に向けて、国際的な動向を踏まえながら、**2020年までに人又は生活環境動植物への著しいリスクがあると認められる優先評価化学物質を特定するためのリスク評価を行い、著しいリスクがあると判明したものを第二種特定化学物質に指定**した上で、化審法に基づき必要な規制措置を講じることとする。

また、2020年以降も、我が国が国際的な化学物質管理をけん引するため、その時点までに著しいリスクがあると判明しなかった優先評価化学物質について、引き続き必要に応じてリスク評価を進め、必要性が認められれば早急に第二種特定化学物質に追加指定する。

### 具体的イメージ

2020年までに

科学的な信頼性のある有害性データが得られている物質について

- スクリーニング評価をひととおり終え
- 人の健康又は生活環境動植物への長期毒性を有し、かつ相当広範な地域でリスクが懸念される状況であると判明したものを第二種特定化学物質に指定する

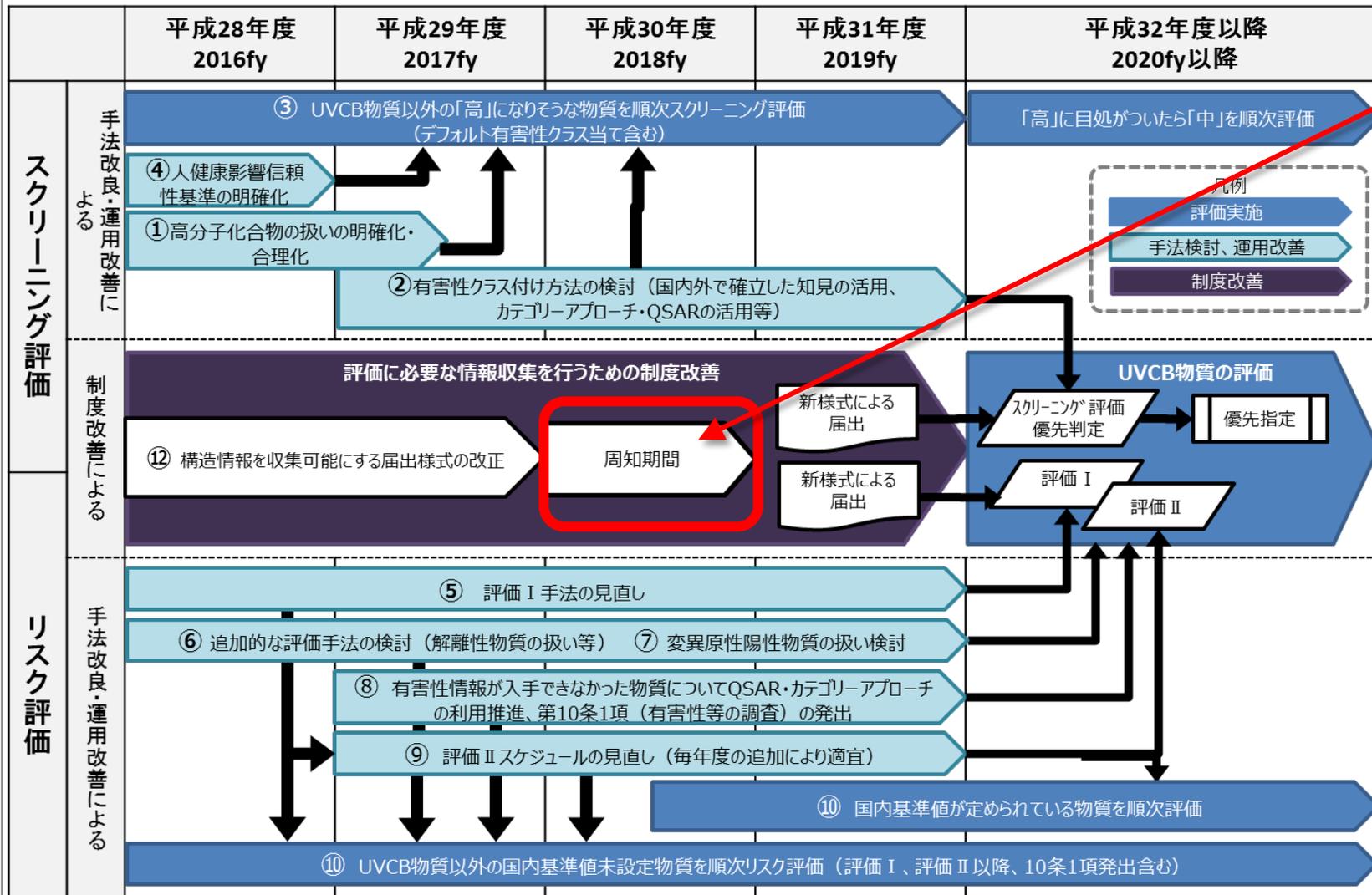
評価を行うためのデータが得られなかった物質について

- 評価を行える目処が立っている

この目標を達成するための方策として制度改善（様式改正）を実施

# 【参考】平成29年1月の3省合同審議会資料（一部修正）

## ロードマップ



現在

## I. 改正の内容

- 届出様式の改正箇所一覧
- 改正内容の詳細
- 官報整理番号のない塩等の届出
- 届出様式改正と連動した運用通知の改正

## II. 背景

- 製造数量等の届出情報は何に使われているのか？
- 製造数量等の届出様式をなぜ改正したのか？

## III. 今後の予定等

- いつから変わるのか？
- 情報提供サイトと問い合わせ先

# いつから変わるのか？

- 平成31年4月の届出から変わります。新しい様式で届出をお願いします。
- 届出期間は従前どおりです。
  - ✓ 書面による届出： 4月1日～6月30日
  - ✓ 電子申請・CDによる届出： ～7月31日
- 平成31年4月からの届出に構造・組成に係る書類の添付が必要となる一般化学物質、優先評価化学物質のリストは以下のサイトで公表しております。

一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出における「届出対象物質に関する構造・組成について参考となる事項を記載した書類」の添付について

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/information/kouzou\\_osei\\_tempusyorui.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/kouzou_osei_tempusyorui.html)

## 今後の予定

- ✓ 平成31年1月～ 届出支援システムの使用方法を含めた実務者向け説明会を開催（関東で2回を予定）
- ✓ 平成31年2月～ 新様式に対応した届出支援システム配布開始
- ✓ 平成31年4月～ 新様式による届出の開始（平成30年度実績分の届出）

# 情報提供サイトと問い合わせ先

改正化審法、制度運用の見直しについては経済産業省のホームページにて逐次情報を提供いたしますので、ご確認ください。

## ◆ 化審法トップページ

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html)

## ◆ 2019年からの一般化学物質等製造数量等届出について

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/todoke/existing19info.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/existing19info.html)

## ◆ 一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質の製造数量等の届出について

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/general-chemical.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html)

### 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

このページでは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)に関する情報を公開しています。化審法は、人の健康及び生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律です。

**NEW** 2019年から化審法の手続が変わります

少量新規・低生産量  
審査特例制度

一般化学物質等  
製造数量等届出

## ◆ お問い合わせ先

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

e-mail:qqhbbfa“アット”meti.go.jp (“アット”を@に変換してください。)

[TEL:03-3501-0605](tel:03-3501-0605)